

湘南公園墓地・茅ヶ崎霊園 永代供養墓使用規則

公益財団法人湘南公良豊は、公益事業として低廉な墓地を造成し、利用者の福祉の向上に寄与していかなければいけないことから、永代供養墓を建立し、中でも祭祀主宰する者及び親族並びに縁族がいない遺骨など、いわゆる無縁仏を保護する。

第1章 総則

(永代供養墓の目的)

第1条 永代供養墓は遺骨の埋蔵のみを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本規則とは、湘南公園墓地・茅ヶ崎霊園 永代供養墓使用規則のことを言う。

2 本規則で「当法人」とは、公益財団法人湘南公良豊のことを言う。

3 本規則で「当霊園」とは湘南公園墓地・茅ヶ崎霊園または湘南公園墓地・茅ヶ崎第二霊園のことを言う。

4 本規則で「永代供養墓」とは、永代合同墓と永代合祀墓を併合して建立し、当霊園が責任を持って永代祭祀及び維持管理する墓所のことを言う。

5 本規則で「永代合同墓」とは、遺骨を当霊園に納めた日から起算して20年間骨壺の状態で埋蔵し、期間満了後は同墓地内の永代合祀墓に共同合祀することを目的に建立した墓所のことを言う。

6 本規則で「永代合祀墓」とは、遺骨を永代に渡り共同合祀することを目的に建立した墓所のことを言う。

7 本規則で「当霊園規則」とは、湘南公園墓地・茅ヶ崎霊園 使用規則のことを言う。

8 本規則で「使用契約約款」とは、湘南公園墓地・茅ヶ崎霊園 永代供養墓使用契約約款のことを言う。

9 本規則で「予約申込書」とは、湘南公園墓地・茅ヶ崎霊園 永代供養墓予約申込書のことを言う。

10 本規則で「契約者」とは、永代供養墓に契約しようとする者または契約を締結した者のことを言う。

11 本規則で「住民票」とは、本籍地記載のマイナンバーが記載されていない住民票の写しのことを言う。

- 12 本規則で「使用者」とは、将来永代供養墓に埋蔵される予定の者並びに将来永代供養墓に埋蔵される遺骨のことを言う。
- 13 本規則で「祭祀承継予定者」とは、使用者の年忌法要を主催する予定の者または使用者の納骨を主催する予定の者のことを言う。
- 14 本規則で「使用承諾証」とは、当法人が発行する墓地の使用を許可する証書のことを言う。

(契約者の資格)

第3条 契約者は、以下の各号に掲げる内容に該当しなければ契約者の資格を有することができない。

- 一 承継者の有無、宗教、宗派、国籍等を問わず次条に掲げる所定の手続きを完了させた者。
- 二 契約者及びその関係者が反社会的勢力(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条に定める暴力団、指定暴力団、暴力団員。これらの関係企業及び団体等。以下「反社会勢力」という。)に該当しないこと。
- 三 本規則及び当霊園規則並びに使用契約約款を承諾している者。

(使用の申込)

第4条 永代供養墓は以下の各号に掲げる手続きを経て使用申込みの完了とする。

- 一 予約申込書に必要事項を記入し当霊園に提出しなければならない。
- 二 予約申込書提出後10日以内に、契約者の住民票及び使用契約約款の提出並びに使用契約約款第3条第1項に掲げる永代供養墓使用料を支払わなければならない。
- 三 契約者は、使用者及び祭祀承継予定者を登録しなければならない。

(使用の契約)

第5条 第4条に掲げる所定の手続きを経て契約の締結とする。

(永代供養墓使用承諾証)

第6条 永代供養墓使用承諾証は、第5条に掲げる契約の締結を以って発行する。

- 2 永代供養墓使用承諾証には契約者の氏名、住所及び本籍並びに使用者の氏名を記載することとする。
- 3 提出書類の内容に変更が生じた場合は、速やかに書面を以って当霊園に届け出なければならない。
- 4 永代供養墓使用承諾証を紛失または破損した場合は、別に定める手続きを経て永代供養墓使用承諾証の再発行を受けるものとし、別表1に定める手数料を支払わなければならない。
- 5 本規則第14条第1項第一号及び第18条第1項第一号の規定により永代供養墓使用料の減額を受けた者は、一般墓使用承諾証を返還し永代供養墓使用承諾証の再発行を受けるものとし、別表1に定める手数料を支払わなければならない。

(祭祀の執行)

第7条 永代供養墓の祭祀は、当霊園が秋に合同慰霊祭を執り行う。

(永代供養墓使用の権利の取消)

第8条 次の各号に該当した場合、当法人は契約者及び使用者に対し何ら通知催告を要さず永代供養墓使用の権利を取り消すことが出来る。

- 一 第1条に定めた使用目的以外に使用すること、他の使用者の信仰に圧力を加えること、または近隣に迷惑になるような行為をしたとき。
- 二 契約者が本規則及び当霊園規則並びに使用契約約款に違反し、それらを遵守するよう催告したにもかかわらずそれを無視したとき。
- 三 永代供養墓の墓所使用及び永代祭祀を受ける権利を第三者に譲渡並びに転貸したとき。ただし、特段の事情により当法人理事長が認めた場合はそのかぎりではない。

(契約者の義務)

第9条 契約者、使用者及び祭祀承継予定者は、住所、電話番号等に変更が生じた場合には、当霊園に書面によりすみやかに届け出なければならない。

- 2 永代供養墓使用承諾証の再交付、またはその他書類の発行を求めるときには、別表1に定める手数料を支払い、手続きを行わなければならない。

- 3 契約者、使用者及び祭祀承継予定者は、当霊園が行う所在の確認調査に対し、すみやかに協力することとする。

(解除)

第10条 契約者は書面を以って、いつでも契約を解除することができる。ただし、既に支払った永代供養墓使用料の返還を請求することはできない。

- 2 前項の場合は既に発行された永代供養墓使用承諾証は当霊園に返還しなければならない。

(委任)

第11条 本規則に定めのない事項については、法律の定めによるほか、この規則の施行について必要な事項は、当法人理事長が別に定める。

(補足)

第12条 本規則は、関係法令の改正または社会情勢の変動により、当法人理事長が特に必要と認めた場合には改定することができる。

第2章 永代合同墓

(永代供養墓使用料)

第13条 永代合同墓を希望した場合、永代供養墓使用料の基本料金は1霊につき別表1に定める金額とする。既に支払った永代供養墓使用料は、理由の如何にかかわらず返金しない。

(永代供養墓使用料の減額)

第14条 永代供養墓使用料は、以下の各号に定める条件に該当する場合、基本料金から減額した金額とする。

- 一 当霊園一般墓に契約をした者が墓じまいを行い永代合同墓を契約する場合、契約者が契約している一般墓に埋蔵されている遺骨は、1霊につき基本料金の半額とする。ただし、契約者が生前に使用者として契約しようとする場合で、当法人理事長が認めたとき、契約者の永代供養墓使用料は基本料金の半額とする。尚、墓じまい費用は、本人負担とする。

- 二 当霊園一般墓に契約のない者が、永代合同墓に契約し契約者と使用者が6親等以内の2霊以上同時申込の場合、2霊目以降の永代供養墓使用料を1霊につき基本料金より5万円減額とする。ただし、当法人理事長が認めた場合、6親等以内のかぎりではない。
- 三 特段の事情により当法人理事長が認めた場合。
- 2 前項第二号の減額を受ける場合、契約者は使用者と6親等以内であることを証明するために、戸籍謄本または除籍謄本を当霊園に提出しなければならない。

(納骨の手続き)

- 第15条 納骨について、一週間以上前にその旨を当霊園に連絡することとし、納骨業務は当霊園に委託しなければならない。
- 2 他の墓地から改葬を希望する場合は、現在埋蔵されている墓所が所在する市町村長の発行する改葬許可証を添付の上当霊園に提出し、所定の手続を受けなければならない。
 - 3 他の墓地から分骨埋蔵を希望する場合は、現在埋蔵されている墓地の管理者の発行する分骨証明書を添付の上当霊園に提出し、所定の手続を受けなければならない。
 - 4 祭祀承継予定者またはその関係者は、納骨日に永代供養墓使用承諾証を当霊園に提出しなければならない。
 - 5 永代供養墓使用承諾証の使用者と同一名義の行政が発行した死体埋火葬許可証を添付された遺骨が揃った時に納骨することが出来る。
 - 6 永代合同墓の定められた場所に、銘板を設置する工事については、契約者又は祭祀承継予定者が当霊園に納骨の事前予約を入れた日から一ヶ月間を必要とする。

(埋蔵の期間)

- 第16条 永代合同墓の埋蔵期間は20年間とし、期間の延長及び更新はできない。期間満了後は祭祀承継予定者に通知することなく永代合祀墓に共同合祀する。ただし、6親等以内の同時複数申込に限り、最終埋蔵者の納骨日から20年後に同時申込をしたすべての使用者の遺骨を当霊園が責任を持って永代合祀墓に共同合祀する。

第3章 永代合祀墓

(永代供養墓使用料)

第17条 永代合祀墓を希望した場合、永代供養墓使用料の基本料金は1霊につき別表1に定める金額とする。既に支払った永代供養墓使用料は、理由の如何にかかわらず返金しない。

(永代供養墓使用料の減額)

第18条 永代供養墓使用料は、以下の各号に定める条件に該当する場合、基本料金から減額した金額とする。

- 一 当霊園一般墓に契約をした者が墓じまいを行い永代合祀墓を契約する場合、契約者が契約している一般墓に埋蔵されている遺骨は、すべて無料とする。ただし、契約者が生前に使用者として契約しようとする場合で、当法人理事長が認めたとき、契約者の永代供養墓使用料は無料とする。尚、墓じまい費用は、本人負担とする。
- 二 特段の事情により当法人理事長が認めた場合。

(納骨の手続き)

第19条 納骨について、本規則第2章第15条第1項から第5項を適用する。

(埋葬の期間)

第20条 永代合祀墓は遺骨を永代に渡り合祀する。ただし、埋蔵された遺骨の返還または改葬はいずれもできない。

附 則

1. 本規則の施行は、令和2年12月1日とする。
2. 令和2年11月30日以前に永代供養墓を契約した者は、平成31年4月1日に施行された湘南公園墓地・茅ヶ崎霊園 永代供養墓 「湘南やすらぎの碑」使用規則を適用する。ただし、別表1の永代供養墓各種手続きの必要書類及び費用一覧は本規則を適用する。
3. 令和4年9月17日より、別表1を変更する。

別表 1

永代供養墓 各種手続きの必要書類及び費用一覧

下記の金額は消費税抜きの金額で、別途消費税がかかります。

令和 4 年 9 月 1 7 日現在

内 容	届 出 用 紙	必 要 書 類	費 用
永代供養墓の契約手続き	永代供養墓使用契約約款	<ul style="list-style-type: none"> ・契約者の本籍記載のマイナンバーが記載されていない住民票(3ヶ月以内のもの) ・永代供養墓予約申込書 	永代合同墓 300,000 円
			永代合祀墓 150,000 円
			樹木葬 550,000 円 (1区画2霊まで)
			個人用永代供養墓 400,000 円
			家族用永代供養墓 1,200,000 円 *第14条第2項に掲げる減額を含む (1区画4霊まで)
			上記金額は非課税
名義変更手続き (婚姻による氏名変更など 同一人の場合)	変更届	<ul style="list-style-type: none"> ・永代供養墓使用承諾証 ・永代供養墓使用契約約款 ・新名義人の本籍記載のマイナンバーが記載されていない住民票及び印鑑証明書(3ヶ月以内のもの) 	10,000 円
永代供養墓使用承諾証の 再発行手続き (紛失などの再発行)	永代供養墓使用承諾証 再交付願	<ul style="list-style-type: none"> ・汚損及び毀損の場合は旧永代供養墓使用承諾証 ・紛失の場合は契約者の本籍記載のマイナンバーが記載されていない住民票及び印鑑証明書(3ヶ月以内のもの) 	10,000 円
届出事項の変更手続き (本籍、現住所、電話番号、 連絡先及び郵便物送付先 等に変更があった場合)	変更届	<ul style="list-style-type: none"> ・本籍及び現住所変更の場合は永代供養墓使用承諾証及び新住所の本籍記載のマイナンバーが記載されていない住民票(3ヶ月以内のもの) 	無料 (承諾証再発行の場合 は 10,000 円)
受入証明書の発行手続き (他のお墓から当霊園に遺 骨を移す場合)		<ul style="list-style-type: none"> ・永代供養墓使用承諾証 	無料
祭祀承継予定者変更の手 続き	変更届		無料